

令和 年 月 日

北海道運輸局長 殿

住 所 旭川市〇〇〇
氏名又は名称 旭川運輸バス株式会社
代 表 者 名 運輸 太郎

一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画変更認可申請書
(営業区域の「臨時」の拡大)

このたび、下記のとおり一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画の変更をしたいので、道路運送法第15条第1項及び同法施行規則第14条の規定により申請します。

記

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
住 所 旭川市〇〇〇
氏名又は名称 旭川運輸バス株式会社
代 表 者 名 運輸 太郎
- 事業の種別
一般貸切旅客自動車運送事業
- 変更しようとする事項
営業区域 新 旭川運輸支局管内、札幌運輸支局管内
旧 旭川運輸支局管内
- 運輸上必要である理由
冬季における北海道旅行客の増加に伴い、営業区域内の事業者では数が不足し対応できないことから、臨時的に営業区域の拡大が必要であるため。
- 期間
令和7年1月1日から令和7年3月23日まで
- 適用する運賃及び料金
別途提出した届出書に記載の運賃及び料金を適用する。
- 添付書類
運行管理等計画書
宣誓書

運 行 管 理 等 計 画 書

1 運行管理及び整備管理を行う営業所 （複数の場合は全て記載のこと）

名称	本社営業所
位置	旭川市〇〇〇

※ 既認可営業所の内容を記載すること。 ※ 営業所が複数ある場合は欄を追加すること。

2 運行管理・整備管理の体制 （複数の場合は全て記載のこと）

運行管理者名	運輸 次郎、運輸 三郎
整備管理者名	運輸 花子

3 遠隔地の運転者への運行指示書の交付・受領方法

交付・受領	出発前に対面で交付 変更がある場合はメールにて送付・指示
-------	---------------------------------

4 点呼が確実に実施できる体制

遠隔地における点呼実施者	運輸 次郎、運輸 三郎
遠隔地における点呼実施方法	電話にて実施
飲酒等の確認方法	アルコール検知器を使用
健康状態の把握方法	電話にて実施
日常点検実施者	運転手
日常点検実施場所	車両保管場所

5 期間中の事業用自動車の保管場所並びに乗務員の休憩・睡眠場所

事業用自動車の保管場所	乗務員の休憩・睡眠場所
宿泊先ホテル駐車場	乗務員携帯電話番号： 佐藤 一郎：090-1234-5678 山田 二郎：080-9999-9999

※ 泊まりの際の車両保管場所、休憩・睡眠場所についてのみ記載すること。
具体的な地番は不要。

(例) 保管場所＝〇〇ホテル駐車場 休憩・睡眠施設＝〇〇ホテル客室

※ 日帰り運行（上記1の本来の営業所に帰還する）の場合は「日帰り」と記載のこと。

6 拡大営業区域を運行する事業用自動車

自動車登録番号	自動車検査証上の乗車定員	所属営業所
旭川 200 こ 1234	46 名	本社
旭川 200 こ 9876	47 名	本社
	名	
	名	
	名	

※ 認可後変更が生じた場合はあらかじめ届け出ること

北海道運輸局長 殿

宣 誓 書

- 1 当社の役員には道路運送法第7条各号に該当する者はありません。
- 2 当社は、道路運送法(昭和26年法律第183号)、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)、タクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号)及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号)等の違反により申請日前3ヶ月間に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けて(法人であるものが処分を受けた場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者が当社の役員となっていないことを含む。)ありません。
- 3 当社は、道路運送法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前6ヶ月間に50日車を超え190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けて(法人であるものが処分を受けた場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者が当社の役員となっていないことを含む。)ありません。
- 4 当社は、道路運送法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前1年間に190日車を超える輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けて(法人であるものが処分を受けた場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者が当社の役員となっていないことを含む。)ありません。
- 5 当社は、申請日前1年間に自らの責に帰する重大事故を発生させておりません。
- 6 当社は、申請日前1年間に特に悪質と認められる道路交通法の違反(酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検(無保険)運行及び救護義務違反(ひき逃げ等))がありません。
- 7 当社は、旅客自動車運送事業報告規則(昭和39年運輸省令第21号)及び自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)に基づく各種報告書の提出を適切に行っております。

上記のとおり相違ないことを宣誓いたします。

事実と反した場合は、許可の取消等の処分を受けても異議の申し立てはいたしません。

令和 年 月 日

住 所 旭川市〇〇〇
氏名又は名称 旭川運輸バス株式会社
代 表 者 名 運輸 太郎